

妹背牛小学校いじめ防止基本方針

いごごちのよい学校をめざして

令和6年6月

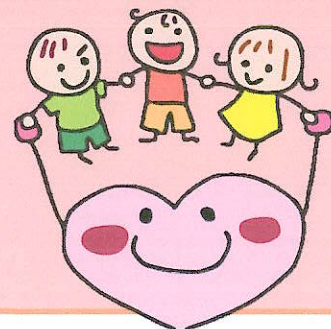
「いじめ」とは何か

子どもに対して、その学校に通学しているなど、関係のある他の子どもが、心理的または物理的にこうげきすること（インターネットでのことも入ります）。そのこうげきによって子どもが心のいたみを感じているもの。

（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめの問題にすばやく、 そして先生方みんなで解決していきます

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものです。だれでも、いじめをされるかもしれませんし、いじめをしてしまうかもしれません。そのような考えのもと、いじめがおきたときのやくそくを決めます。このやくそくをもとに、けんかなど、友達どうして生まれたトラブルやいじめの問題を解決し、仲直りしていく力を身につけ、社会の中で、自立し、ねばり強く、たくましく生きていくことができる力を育てていきます。そのため、すべての子どもに対して、いじめに向かわせないための取り組みや、早く見つけ（気づき）、早く解決していくための進め方を決めます。そうすることで、みなさんやその家族の人が、学校生活を安心してすごしたり、いじめをさせないようにしたり、いじめに関係した人達の心のサポートにつなげていきます。



「いじめ」を防止するために

校長先生、教頭先生、生活指導の先生、保健の先生、学級担任の先生、スクールカウンセラーなどの先生方が、「いじめ防止対策委員会」をつくり、必要なときに委員会を開きます。また、先生方で心配な子どもの様子を話し合います。そうすることで、いじめが起こる前に解決させたり、いじめを早く見つけ、解決させるなど、全員の先生方でいじめをなくす取り組みをおこないます。

(1) 学級の活動をしっかり行います。

児童アンケートやQ-Uテストなどを使い、先生と子ども、子ども同士が信じあい、わかりあうことを大切にして学級の活動をすすめます。また、「分かる・できる授業」になるように授業を進めます。そのために、授業の進め方に決まりをつくり、みなさん一人一人が満足できるように指導します。

(2) 道徳教育をしっかりと行います。

みなさんが「自分にはよいところがある」という気持ちを高められるように、道徳科を中心に道徳教育をしっかりと進め、豊かな心を育てます。



(3) みなさんの悩みを受け止め、一緒に考えます

年3回の教育相談週間を行ったり、年2回の「いじめアンケート」の後に担任の先生が教育相談を行ったりして、みなさんの悩みや心配事を聞きます。必要があればスクールカウンセラーの先生による相談もできます。

(4) 児童会活動・縦割り班活動を進めます。

児童会を中心に、いじめを根絶する気持ちを高める取り組みを進めます。また、縦割り班活動など、ちがう学年の人と一っしょに活動する中で、よりよい人間関係のつながり方を学びます。

(5) インターネット等を通じて行われて
いるいじめを防ぎます。

どれくらいインターネットを使っているかを聞き、インターネットの危険や、してはいけないことを指導します。また、ネットパトロールを行い、ネット上の情報を調べたり、みなさんやお家の人に気を付けることを知らせたりしてネットトラブルを防ぎます。

(6) 保育所や中学校と協力していじめをなくします。

保育所や中学校の先生方と話し合いや交流学習を行います。また、児童会と生徒会が協力して行う「小中合同仲間づくり集会・いじめ根絶集会」を行い、いじめのない仲間づくりのために思いや願いを一つにします。

「いじめ」を早く見つけるために

- (1) 学校と保護者・地域が連携します。
みなさんとお家の人が、学校がお互いに信頼し合えるように、学校は、お家の人からの相談に、家庭訪問や面談を行い、素早く、誠実に対応します。また、必要があれば、教育委員会や児童相談所などと連携して解決に向けて取り組みます。
- (2) アンケートを行います。
年2回の「いじめアンケート」をもとに、みなさん一人一人と話をし、思いをくみ取ります。
- (3) 家庭学習のノートや日記を通して考えや気持ちを聞かせてください。
みなさんの休み時間や放課後の活動の中での様子に目を配ったり、家庭学習のノートや日記などから友達についての悩みを聞いたりして、思いをくみ取ります。

「いじめ」を早く解決させるために

●いじめに関する相談を受けた場合、すぐに関係の先生方に報告し、事実かどうかを確認します。いじめの事実が確認されときは、いじめ防止対策委員会を開いて、解決させる方法を話し合い、先生方みんなで対応します。

●いじめをやめさせ、そして再びいじめを起させないように、いじめを受けた子と、いじめを行った子への指導と、お家の人への連絡などを行います。

●いじめを受けた子が安心して授業を受けられるために、必要があるときは、お家の人と相談して、別の教室などで学習を行えるようにします。

●いじめの事実に係る情報を関係の保護者にも知らせるための説明等を行います。
●犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会や警察署等と連携します。

「いじめ」の解消

次の2つが満たされている状態をいいます。

①いじめに係る行いが止んでいること

- いじめを受けた子に対する心理的な影響（心を傷つける）又は物理的な影響（人や物をたたく等）を与える行いが止んでいる状態が3か月間くらい続いていること。（場合によりさらに長い期間）

②いじめを受けた子が心身に苦しさや痛みを感じていないこと

- いじめを受けた子本人とその保護者に対し、面談等により確認します。

「いじめ」のない学校をつくるために

こんなことに心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心を持ちます。
- 友だちのよさや、自分とのちがいを認めます。
- 相手の気持ちを考えて、話したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友だちと協力しながら学校生活を送ります。

もし、いじめられたときは

- 一人で悩まずに、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談され

- 知らないふりをしないで、勇気を持って助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するように話します。

相談できる窓口

北海道教育委員会「子ども相談支援センター」 ☎0120-3882-56
旭川地方法務局「子どもの人権110番」 ☎0120-007-110
「チャイルドライン」 ☎0120-99-7777

妹背牛町教育委員会「ピーポー相談室」
電話相談……月～金 午前9時～午後5時…☎ 32-2525
メール相談…pipo@town.moseushi.lg.jp…パソコンや携帯から24時間受付
相談ポスト…町民会館、総合体育館のロビー